

行田羽生資源環境組合行政不服審査会条例施行規則

令和4年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合行政不服審査会条例（令和4年条例第11号。第2条第1項から第3項までにおいて「条例」という。）第10条の規定に基づき、行田羽生資源環境組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 条例第6条第1項の合議体はこれを構成する全ての委員の、同条第2項の合議体は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 条例第6条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 条例第6条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号。次条及び第5条において「法」という。）第74条に規定する審査請求人、参加人又は法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（次条において「審査関係人」という。）にその旨を通知しなければならない。

(交付の求め)

第4条 審査関係人は、審査会に対し、法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定により交付を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 交付に係る法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下この条、次条第1号及び第6条において「対象主張書面等」という。）又は電磁的記録（以下この条、次条第2号及び第6条において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録の交付の方法

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第6条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

（交付の方法）

第5条 審査会は、法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものの交付により行うものとする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付 当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したもの

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したもの

（送付による交付）

第6条 審査請求人又は参考人は、前条の交付を受けようとするときは、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該審査請求人又は参考人は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。